

介護職員処遇改善計画書（兼通知書）

訪問介護事業部 社員 各位

株式会社日本エルダリーケアサービス

代表取締役 野口 幸一

介護職員処遇改善加算に基づき支給された給付金を、下記のとおり支給します。

記

1 給付金支給対象者及び金額

区分	職種	項目	月額支給額	一時金支給
正社員	訪問介護業務に従事する職種	① 処遇改善手当	17,000円/月	—
		② 業務手当（ICT活用）	5,000円/月	—
③ 一時金（人事評価）		—	11月・4月	
④ 一時金（その他）		—	11月・4月	
	常勤訪問介護員	⑤ 職務加算手当	30,000円/月	—
有期社員	非常勤訪問介護員	① 処遇改善手当	250円/時間	—
		② 業務手当（ICT活用）	60円/回	—
		⑥ 土祝手当	200円/時間	—
		⑦ 近距離移動手当	手当額/月	—

※1 上記の支給に伴い増加する法定福利費（会社負担分）を控除した額を支給する。

2 項目詳細

- ① 処遇改善手当 : 正社員に対して月額を一律支給し、有期社員に対してサービス稼働時間×250円を支給する。
- ② 業務手当（ICT活用）: IT機器を使用し業務報告をした職員に対して支給する。
- ③ 一時金（人事評価） : 処遇改善加算額のうち10%については、半期毎に人事考課を行い、一時金として支給する。
※ただし①・②・⑤・⑥・⑦の支給総額が、営業所の処遇改善加算額を上回った場合の不足額は、③より控除する。
- ④ 一時金（その他） : ①・②・③・⑤・⑥・⑦・※1を控除して残った額を一時金として支給する。
- ⑤ 職務加算手当 : 常勤訪問介護員に対して職務加算手当として支給する。
- ⑥ 土祝手当 : 土曜日・祝日のサービス稼働に対して支給する。
※ただし、祝日については会社が定める休日割増カレンダーに基づく
- ⑦ 近距離移動手当 : A 月間サービス稼働件数×事業所毎に設定した単価（@100～200円）＝近距離移動の支給額
B サービス稼働間の移動に要した勤務時間×その他の業務時給＝移動手当
BよりAの方が大きい場合、その差額を近距離移動手当として支給する。

3 時短社員についての取り扱い

非常勤サービス提供責任者及び短時間正社員サービス提供責任者（30時間）、短時間正社員常勤訪問介護員（30時間）は、雇用契約時間に応じて週30時間未満の者は上記月額額の1/2、週30時間以上の者は3/4を支給する。

短時間正社員サービス提供責任者（20時間）及び短時間正社員常勤訪問介護員（20時間）は支給対象外とする。

4 給付金の支給対象となる対象月及び支給月

対象月：2020年4月～2021年3月 支給月：2020年5月～2021年4月

月額支給額は、対象月の翌月の給与にて支給し、一時金は下記のとおり支給する。

※2020年11月25日(対象月2020年4月～9月分)・2021年4月23日(対象月2020年10月～2021年3月分)

5 留意事項

上記支給項目や金額について、介護保険法や会社の動向により変更する可能性があるが、変更時は事前に通知する。

一時金の支給については、一時金支給月に給与支給対象である者に限る。また、対象期間中に懲罰対象となった社員は、原則一時金支給の対象外とする。

以上